

福井県土木部土木工事における工事施工調整会議（三者会議）実施要領

（目 的）

第1条 工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）は、福井県土木部が発注する土木工事の品質の確保および円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が、事業目的、設計意図、条件等の情報の共有および施工上の課題または新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催する。

（対象工事）

第2条 三者会議の対象工事は、原則、次の各号のいずれかにあてはまる土木工事（三者会議の効果が少ない工事と判断されるものを除く。）とし、当該工事発注事務所が主管課と協議のうえ決定する。

- （1）工期が1年以上にわたる大規模な工事
- （2）新技術・新工法を採用している工事
- （3）特殊な工法を採用している工事
- （4）構造計算を伴う構造物を主体とする工事でかつ工期が概ね6ヶ月以上である工事
- （5）上記のほか、地形・地質等工事現場の特殊性により三者会議が必要な工事

2 工事の発注に当たって、発注者は特記仕様書に三者会議の対象工事である旨を明示する。

なお、発注済みの工事においても、受注者と協議のうえ対象工事とすることができるものとし、特記仕様書の変更等によりその旨明示する。

3 設計業務の発注に当たっては、特記仕様書に三者会議の対象工事となる旨を明示する。

なお、設計業務が発注済または完了済であっても、設計者（設計業務受注者）と協議のうえ対象工事とすることができる。

（構 成）

第3条 三者会議は、次の各号を標準として、メンバーを構成する。

なお、事務局は、原則、当該工事発注事務所の担当課に設置する。

また、事務局は、必要に応じ、専門工事等下請業者、測量・地質調査を担当した技術者等を参加させることができる。

- （1）発注者：当該工事発注事務所における次長、担当課長、担当GL、監督職員
- （2）設計者：当該工事設計業務の管理技術者、担当技術者等
- （3）受注者：当該工事の現場代理人、監理技術者（主任技術者）等

（運 営）

第4条 三者会議の開催は、次の各号の時期の2回の開催を標準とするが、照査内容等が比較的単純な工事は次の各号を包括して1回の開催とすることができる。

なお、設計に係る問題が発生もしくは大幅な設計変更が生ずる場合または現地状況と設計に相違がある場合は、受注者は発注者と協議のうえ追加開催を行うことができる。

(1) 施工計画書作成前

(2) 工事（準備工事除く）着手前

2 三者会議の会議内容は、次の各号を標準とし、会議に必要な資料は各者が作成する。

なお、各者は、文書にて質疑や重要事項等の伝達を三者会議の前に行い、三者会議が円滑に行われるよう努めること。

(1) 発注者は、事業の目的、関係機関等との協議調整状況、現場条件等工事全般に関する留意事項等の伝達を行う。

(2) 設計者は、設計業務成果を基に、設計意図・条件等の伝達を行う。

(3) 受注者は、設計図書の照査を踏まえ、設計図書に関する質疑、現場条件または施工上の課題、設計照査結果、施工計画、新たな技術提案等の説明を行う。

(4) 発注者または設計者は、受注者からの質疑の回答を行う。

(5) 受注者から出された課題または新たな技術提案等に対し、三者が意見交換を行い、発注者は課題等に対する対応方法を取りまとめる。

3 前項の議事録等の作成は、受注者が行うものとし、設計者および発注者が確認を行う。

なお、議事録等の様式は、工事施工調整会議【三者会議】ガイドライン（案）（平成23年1月 国土交通省近畿地方整備局他）の様式を準用するものとするが、監督職員の同意を得て、他の様式とすることができる。

（費用）

第5条 設計者が三者会議の出席に要する費用については、発注者が負担し、次の各号のとおり、特命随意契約にて別途委託業務を締結する。

(1) 三者会議1回につき、主任技師0.5人および技師（A）0.5人を計上する。

(2) 前号の交通費を計上する。

(3) 三者会議2回（または1回）を計上する。

三者会議が追加開催されその開催が設計者の責によらない場合は、必要に応じ回数について契約変更する。（変更の上限は4回までを原則とする。）

(4) その他原価、一般管理費等の経費は計上しない。

2 受注者が三者会議の出席に要する費用は、工事打合せとして工事費に含まれるものとし、受注者の負担とする。

（報告）

第6条 発注者は、三者会議を実施した時は、主管課に議事録を添付のうえ報告する。

2 主管課は、前項の報告を受けた時は、土木管理課へ報告する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。